

社会福祉法人 五和会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五和会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(第三者委員の報酬等)

第5条 第三者委員が、法人及び事業所に係る会議、業務に従事したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員等が法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費等については、社会福祉法人五和会旅費規定を準用する。ただし、報酬については別表1による。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

2 社会福祉法人五和会 役員等費用弁償規程（平成22年1月1日から施行する）は廃止する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会（1回につき）	6,000円	実費額
評議員会（1回につき）	6,000円	
評議員選任解任委員会（1回につき）	6,000円	
苦情解決委員会（1回につき）	6,000円	
優先入所検討委員会（1回につき）	6,000円	
理事長が特別に召集する会議（1回につき）	6,000円	
指導監査立会・監査会（半日）	5,000円	
指導監査立会・監査会（1日）	10,000円	
研修（半日）	5,000円	
研修（1日）	10,000円	

※報酬については源泉所得税を控除する。

※実費弁償費は発生した場合のみ支払う。